

## I 支援方針策定の背景

### みどりの風吹くまちビジョン施策の一環として

- 障害児等、特別な配慮を要する子どもに対する支援について、教育委員会としての到達を確認する
- 子どもの成長と子育ての総合的な支援のひとつとして、支援を必要とする子どもたちへの取組の充実を図る

### 教育・保育・福祉・保健などの関係機関の連携の強化

- 小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園が教育委員会に一元化されていることの利点を生かす

- 福祉・保健部門や外部機関との連携を強化する

## II 検討の経過

### 外部からの意見を踏まえ庁内組織を中心に検討

- 教育振興部・こども家庭部・福祉部・健康部の管理職および係長級職員から構成する庁内検討組織により考え方を取りまとめ

- 「練馬区特別支援教育推進委員会」および区内障害者団体に上記考え方を諮り、意見を反映

### <参加障害者団体>

- ・練馬区重症心身障害児(者)を守る会
- ・練馬障がい児者を持つ親の会
- ・練馬手をつなぐ親の会
- ・練馬区難聴児者を持つ親の会
- ・ちゅうりっぷの会

## III これまでの取組

### 障害のある子どもの受入れ

- 小・中学校は、都立特別支援学校と役割分担をしながら教育環境を整備。学童クラブ・保育園・幼稚園は、受入れ対象の拡大や制度の充実に努力
- 小・中学校は、就学支援シートの活用や個別の教育支援計画の作成等により関係機関と連携。学童クラブ・保育園・幼稚園も、必要に応じ関係機関と連携

### 医療的ケアを要する子どもの受入れ

- 平成27年度から小学校と学童クラブにおいて、臨時職員の看護師を配置し、たんの吸引の対応を開始(平成29年2月1日現在 2名)
- 平成28年度から区立直営保育園において、試行として看護師による導尿の対応を開始(平成29年2月1日現在 1名)

### 民間施設での障害児の受入れ

- 私立保育園等の民間施設に対して、施設運営費等の補助を行い、障害児受入れについて支援
  - 障害児受入れ施設数(保育園は平成28年4月1日現在。幼稚園は5月1日現在)
- |       |         |
|-------|---------|
| 私立保育園 | 44園/75園 |
| 私立幼稚園 | 23園/40園 |

### 課題

- 各所管の個別の判断で行われていた情報連携や会議を横断的な体制で行う必要
- 施設ごとの様式に記入・保管のため、保護者が受入施設ごとに子どもの状況を説明。他の施設の情報保有状況が判明しないため、情報連携に困難

- 施設ごとに実施手続を定めたため教育委員会内で不統一。緊急時の対応、実施者への支援等の定めも必要
- 臨時職員の待遇では、安定した雇用の確保が困難

- 民間施設の設置者と職員が安心して障害児の受入れに取り組める環境を整える必要
- 障害児への支援技術の向上や発達上の課題に関する気づきと対応について、支援の拡充が必要

## IV 今後の支援

◎教育・保育・福祉・保健などの関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築する

### 施策1 障害のある子どもの受入れについて

- <障害のある子どもを原則として受け入れる>
- <平成29年度より、新たに「連携支援会議」を設置>
- <平成29年度より、新たに「連携支援シート」を活用>
- ・「連携支援会議」を設置し、教育委員会を中心として庁内横断的な体制で運営
- ・「連携支援会議」は区職員のほか、必要に応じ都立特別支援学校など外部の機関も参加して、子どもに関する情報を共有し、具体的な支援体制を構築
- ・保護者の同意のもと、連携支援会議の内容を「連携支援シート」に記載し、「入所検討会議」での情報共有や受入れ施設での支援に活用

### 施策2 医療的ケアを要する子どもの受入れについて

- <たんの吸引・経管栄養・導尿の3つについて実施>
- <平成29年度より、看護師資格を持つ非常勤職員を配置>
- ・主治医の同意と指示を得て、校医・園医の意見も考慮したうえで、学校等において安全・適切に医療的ケアを実施
- ・看護師を安定して確保するため、非常勤の職を設置 ※28四定議決済み
- ・担当する看護師のスキル向上を目的とする研修の実施や緊急対応時の手引きを整備

### 施策3 民間施設における障害児の受入れの促進について

- <民間施設への支援の改善>
- ・区が教職員に行う研修の民間施設職員への公開を拡大
- ・区立保育園の園長経験者等による巡回相談の実施および補助金を活用した専門家の巡回指導の導入促進
- ・私立幼稚園の巡回指導に関する補助制度利用に当たり、専門家の紹介を区が行うなどの負担軽減を実施

### 施策4 支援方針の着実な実施

- ・実施の手引きを作成し、関係職員への周知を図る
- ・毎年度末に成果を確認し、見直しを行う